

② 「調査」についての意見

子ども家庭福祉相談に関する「調査」について、市町村ができるものについての回答は、多いものから順に「地域周辺情報調査の必要性の判断」75.1%、「児童相談所の立入調査への支援」72.6%、「立入調査の児童相談所への依頼」69.2%、「緊急身柄確保の児童相談所への依頼」64.1%、「児童相談所の緊急身柄確保への支援」59.5%であった。

また、市町村ができないとの回答は、「緊急身柄確保を市町村単独で実施」95.4%、「立入調査を市町村単独で実施」93.7%、「当事者への任意訪問調査を市町村単独で実施」67.9%、「緊急身柄確保の必要性の判断」67.5%、「立入調査の必要性の判断」62.4%の順である（「その他」94.1%を除く）。

表 2-7 「調査」についての意見

	できる	できない	NA	合計
地域周辺情報調査の必要性の判断	178(75.1)	50(21.1)	9(3.8)	237(100.0)
地域周辺情報調査を市町村単独で実施	107(45.1)	121(51.1)	9(3.8)	237(100.0)
当事者への任意訪問調査の必要性の判断	134(56.5)	94(39.7)	9(3.8)	237(100.0)
当事者への任意訪問調査を市町村単独で実施	67(28.3)	161(67.9)	9(3.8)	237(100.0)
立入調査の必要性の判断	80(33.8)	148(62.4)	9(3.8)	237(100.0)
立入調査の児童相談所への依頼	164(69.2)	64(27.0)	9(3.8)	237(100.0)
児童相談所の立入調査への支援	172(72.6)	56(23.6)	9(3.8)	237(100.0)
立入調査を市町村単独で実施	6(2.5)	222(93.7)	9(3.8)	237(100.0)
緊急身柄確保の必要性の判断	68(28.7)	160(67.5)	9(3.8)	237(100.0)
緊急身柄確保の児童相談所への依頼	152(64.1)	76(32.1)	9(3.8)	237(100.0)
児童相談所の緊急身柄確保への支援	141(59.5)	87(36.7)	9(3.8)	237(100.0)
緊急身柄確保を市町村単独で実施	2(0.8)	226(95.4)	9(3.8)	237(100.0)
その他	5(2.1)	223(94.1)	9(3.8)	237(100.0)

③ 「社会診断・判定」についての意見

子ども家庭福祉相談に関する「社会診断・判定」について、市町村が「できる」との回答は、多いものから順に、「判定を児童相談所に依頼」71.7%、「リスクアセスメントを児童相談所に依頼」64.1%、「相談内容の一次診断」63.7%、「児童相談所のリスクアセスメントの支援」53.2%「児童相談所の判定への支援」52.7%、である。

一方、市町村が「できない」との回答は、「判定を市町村単独で実施」92.8%、「法的対応の必要性の判断」86.9%、「リスクアセスメントを市町村単独で実施」85.2%、「法的対応は必要ではない困難ケースの判断」80.6%であった（「その他」92.0%を除く）。

表 2-8 「社会診断・判定」についての意見

	できる	できない	NA	合計
相談内容の一次診断	151(63.7)	75(31.6)	11(4.6)	237(100.0)
リスクアセスメントを児童相談所に依頼	152(64.1)	74(31.2)	11(4.6)	237(100.0)
児童相談所のリスクアセスメントへの支援	126(53.2)	100(42.2)	11(4.6)	237(100.0)
リスクアセスメントを市町村単独で実施	24(10.1)	202(85.2)	11(4.6)	237(100.0)
判定を児童相談所に依頼	170(71.7)	56(23.6)	11(4.6)	237(100.0)
児童相談所の判定への支援	125(52.7)	101(42.6)	11(4.6)	237(100.0)
判定を市町村単独で実施	6(2.5)	220(92.8)	11(4.6)	237(100.0)
法的対応の必要性の判断	20(8.4)	206(86.9)	11(4.6)	237(100.0)
法的対応は必要ではない困難ケースの判断	35(14.8)	191(80.6)	11(4.6)	237(100.0)
その他	8(3.4)	218(92.0)	11(4.6)	237(100.0)

④「初期のケースマネジメント」についての意見

子ども家庭福祉相談に関する「初期のケースマネジメント」について、市町村ができるとの回答は、多いものから順に、「養護ケース以外は児童相談所のSVを受けながらマネジメントが可能」が 29.1%でもっとも高く、次いで「すべてのケースについて児童相談所のSVを受けながらマネジメントが可能」26.6%、「すべてのケースのマネジメントは児童相談所がおこなうのが良い」が21.1%であった。

また、市町村でできないとの回答は、「市町村単独ですべてのケースマネジメントが可能」88.6%がもっとも高く、次いで「市町村単独で養護ケース以外はマネジメントが可能」79.3%、「すべてのケースのマネジメントは、児童相談所がおこなうのが良い」72.6%であった（「その他」88.2%を除く）。

表 2-9 「初期のケースマネジメント」についての意見

	はい	いいえ	NA	合計
市町村単独で、すべてのケースのマネジメントが可能	12(5.1)	210(88.6)	15(6.3)	237(100.0)
市町村単独で、養護ケース以外はマネジメントが可能	34(14.3)	188(79.3)	15(6.3)	237(100.0)
すべてのケースのマネジメントは、児童相談所がおこなうのが良い	50(21.1)	172(72.6)	15(6.3)	237(100.0)
すべてのケースについて、児童相談所のSVを受けながらマネジメントが可能	63(26.6)	159(67.1)	15(6.3)	237(100.0)
養護ケース以外は、児童相談所のSVを受けながらマネジメントが可能	69(29.1)	153(64.6)	15(6.3)	237(100.0)
その他	13(5.5)	209(88.2)	15(6.3)	237(100.0)

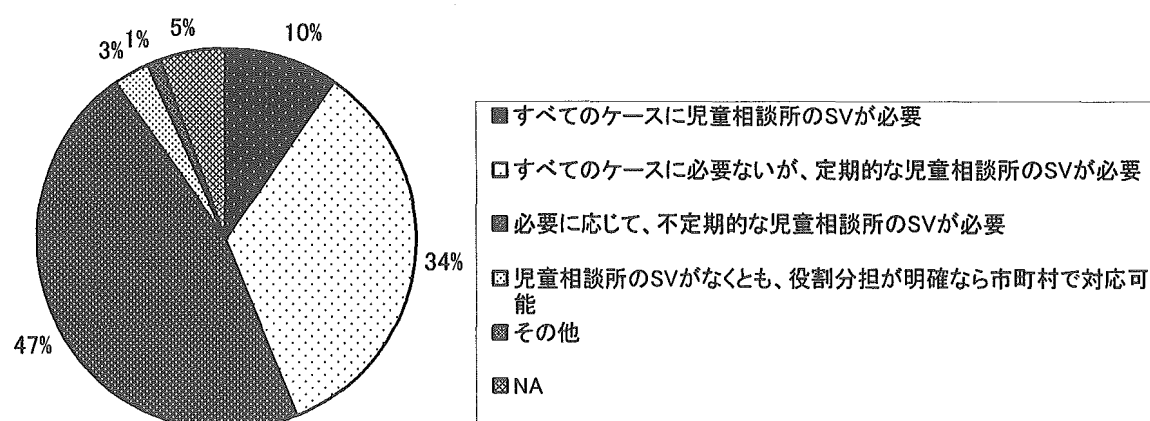
⑤ 児童相談所のスーパービジョンの必要性

児童相談所のスーパービジョンの必要性については、「必要に応じて、不定期的に児童相談所のSVが必要である」46.4%と最も多く、「すべてのケースには必要ないが、児童相談所のSVが定期的に必要な必要である」34.2%、「すべてのケースについて、児童相談所のSVが定期的に必要な必要である」9.7%と続いている。

表 2-10 児童相談所のSVの必要性

	度数	パーセント
すべてのケースに児童相談所のSVが必要	23	9.7
すべてのケースに必要なないが、定期的な児童相談所のSVが必要	81	34.2
必要に応じて、不定期的に児童相談所のSVが必要	110	46.4
児童相談所のSVがなくとも、役割分担が明確なら市町村で対応可能	7	3.0
その他	3	1.3
NA	13	5.5
合計	237	100.0

図 2-6 児童相談所のSVの必要性



3. まとめ

児童福祉法改正をとおして、体制整備や人員配置、関係諸機関との連携、組織や職員の意識変化など、援助者側に関する良い変化が多くあげられた。また、住民にとっても窓口が身近になったこと、地域性に配慮した援助ができることにも肯定的な意見が見られた。しかし、一方で、人事異動や財源不足および自治体の規模による専門職配置の難しさや、関係諸機関との連携の難しさ、住民にとって身近だからこそその配慮の必要性といった課題も多く提示されている。児童相談所が後方支援化することによる不安も多い。

これからの児童家庭福祉相談体制においては、

① 専門性の確保

⇒ 子ども家庭福祉相談に対応できる人材の確保、人事異動による専門性継続の困難性への対処、児童相談所職員の派遣、対応のノウハウの蓄積、ケースに応じた対応方法など

② 財源の確保

⇒ 専門職雇用、相談体制整備などにかかわる財源の確保

③ 役割の明確化

⇒ 市町村の役割・児童相談所の役割、その他の関係機関・関係者の役割の明確化と責任の明確化（情報提供や守秘義務も含む）

④ 役割の明確化に基づく連携

⇒ それぞれの分野との共通理解に基づいた連携体制の確保

⑤ S V と研修の機会の保障

⇒ 市町村職員が児童相談所の S V を受け、また、子ども家庭福祉相談にかかわる事柄（知的・精神障害をもつ保護者への対応なども含む）についての学習機会の保障

の5点がもっとも急がれる課題となるであろう。さらに、子ども家庭福祉相談体制の機能している自治体について、機能するための工夫を明確にし、自治体間で参考にし合うことも有効であると考えられる。

4. 自由記述一覧

市町村における子ども家庭福祉相談のあり方に関する調査

1) 児童福祉法改正後の、自治体の子ども家庭福祉相談体制に関する良い変化

- ・ 要保護児童対策地域協議会の設置・運営を通じて、調整機関に情報が集約され、庁内、庁外の関係機関が数多く開設されるようになった。(一方で調整機関の実施体制が薄いまま、相談・通報が増えてその対応に忙殺されている。)
- ・ 行政組織改変があり、本年4月から0歳から18歳の子育て支援を統一的継続的に行うために教育委員会にこども教育部が設置された。また、「こどもの総合相談窓口」として家庭教育室が新設された。相談人員(5名)が確保され、児童相談所、保育園、小中学校など関係機関と連携をとりやすくなった。
- ・ 相談件数が多くなり、関係機関との連携が深まった。
- ・ 児童相談の包括的な窓口を設置(教育委員会子ども課)。
- ・ 家庭児童相談員を配置した。
- ・ 児童相談所、保育所、学校、保健センター等との連携の体制を再構築し、連絡がスムーズになった。
- ・ 要保護児童対策地域協議会としてのネットワークづくりをし、事例検討会などを行い、ケースについての連絡調整がスムーズに行いやすくなった。
- ・ 組織改変をして、相談を受ける体制を整備した(福祉課児童福祉係→子育て支援課子育て支援係の設置、嘱託相談員の配置)。要保護児童家庭の(相談、通告)先が明確になり、各機関(保育所、小中学校、保健センター等)の抱えているケースが顕在化し、ネットワーク会議による、ケース支援が可能となるとともに、町内全体の要保護児童家庭の状況を把握した対策を立てられるようになった。
- ・ 平成17年4月より、本市児童家庭課内に子育て援助担当の人員が配置され、子育て支援相談室(本市児童家庭課所管)との連携で要保護児童への対応が強化されるとともに、「児童虐待防止・実務者ネットワーク会議・庁内ネットワーク会議」を「要保護児童対策地域協議会等」にそれぞれ組織を移行して、体制の強化に繋がった。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を設立した。
- ・ 家庭児童相談係が新設された。
- ・ 市の家庭児童相談及び児童虐待受付窓口として、こども未来課にこども安全係を新設したことにより、市民からの相談等の対応が円滑になった。また、以前より児童相談所、保健所、教育委員会とより密接にケースに対して支援対応が図られるようになった。

- ・ 児童相談体制や、子育て支援施策の充実を図るため、平成17年4月から、「こども家庭課」を新設し、ケースワーカーを増員している。
- ・ 虐待に対して、認識のある人が増えた。関係機関で役割分担が明確となった。
- ・ 関係機関との連絡等が増えた。
- ・ 子ども家庭支援センターを設置し、相談業務に対応する。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の設置検討。
- ・ 児童相談所と連携する機会が増えた。
- ・ 相談窓口を設置したことにより、情報の集約、各機関との連携がスムーズになった（専任の児童相談員（保育士）の配置）。
- ・ 相談担当の職員が配置された。
- ・ 児童虐待通告先が市町村になったことにより、より密な機関の連携ができるようになった。地域での支えあいが増えた。
- ・ 職員の意識（体制・窓口について）変化。
- ・ 児童虐待に対する積極的対応。
- ・ 平成17年9月1日より24時間体制の相談窓口の設置（休日含む）を行った。要保護児童対策地域協議会の設置準備開始。
- ・ 保健師が1名相談員として配属。
- ・ 町の関係機関の関心が強まり、意識が高くなった。体制が手探り状態のため、専門職員を人員要望しているものの、配置されておらず、また、児童相談所が非常に忙しいようでケースのすり合わせができない。
- ・ 平成17年度市町村合併により新体制となったため、従前と比較不可能。
- ・ 児童虐待防止ネットワークの設置にあたり、各関係機関に働きかけ、一定の理解を得ることができ、今後の活動の基盤ができたこと。
- ・ 緊急連絡体制の整備ができた。
- ・ 専任ケースワーカー2名の配置が実現した。前年度は兼務1名で実質0.5人だった。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を設置したことで、地域の中にも虐待、要保護児童等への意識が高まった。
- ・ 大きな変化はないが、良い変化があるように思われる。
- ・ 平成17年4月より加古川市要保護児童対策地域協議会を設置し、対応してきた。窓口が加古川市高齢者・こども課に一本化されることにより、多岐にわたる相談に対応しないといけないという困難性は残るが、情報を一本化してもつことができるようになった。
- ・ 平成16年度に開設した子育て支援センター（賃金保育士2名で運営）を平成17年4月1日に子ども家庭総合支援センターに拡充、職員1名、賃金保育士2名、家庭児童相談員（母子自立支援員兼務）を配置、専用の部屋も確保した。

- ・ それまで各組織がバラバラに、自分たちの経験や感覚で対応していたが、横の連携を取るようになった。児童相談所におんぶに抱っこだった町の姿勢が町が主になっていく体制に変化した。児童相談所との距離が縮まり、情報も得やすくなった。
- ・ 組織の改編により、相談・支援体制の強化がなされた。要保護児童対策地域協議会の設立により関係機関の連携強化。職員の増員と事務局の改善。24時間の相談対応（夜間の専門電話設置）。児童虐待防止のためのPR活動の充実。関係機関からの通報や情報提供が増えてきたため虐待防止に役立っている。
- ・ 市町村の窓口に「子ども家庭相談」が設置されていることが市民に浸透しつつある。
- ・ 児童虐待防止ネットワークを要保護児童対策地域協議会へ移行する必要があることから、市の相談体制、ネットワーク事業の構成等について検討の機会となった。
- ・ 関係機関（保健師・民生委員児童委員等）との情報交換協力体制がうまく取れるようになった。
- ・ 虐待を受けている子どもだけでなく、より広義の児童を対象とする要保護児童対策地域協議会が設置され、地域の関係機関との連携を図っていくことになったこと。
- ・ 「相談」を業務としてきちんと位置づけ、受理・検討・決定の流れが互いに分かるようになった。誰が相談を受けても対応できるしくみがあることは仕事がやりやすくなったと思う。
- ・ 良い面と悪い面があるが、良い面として、市町村の役割が明確化され、職員の意識の向上に結びついていると思う。また、相談体制・関係機関（庁内を含め）と連携の必要性を感じている。悪い面として、人材不足等から本来求める体制整備に結びついていない。また、児童相談所との役割分担が明確化されたために、担当者間の連携が難しい状況になった。
- ・ 児童虐待防止協議会設置により、以前に比較して関係機関と連携をとりやすくなった。
- ・ 平成14年度に児童虐待防止連絡協議会を設置して以来、事務局は母子保健分野が担い、業務が増大する中、ケースの進行管理や関係課・関係機関との連携・調整がかつては難しい状況であったが、児童福祉法改正後、児童家庭福祉窓口及び要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止連絡協議会を移行）を設置し、その事務局を母子保健分野から独立させ、福祉総合窓口業務を担う課に移行、保健師2名（正規職員）と臨床心理士（嘱託）を配置し、情報の集約と関係機関との調整・進行管理等が以前よりスムーズにできるようになってきた。
- ・ 配置人員が増加となり、迅速に対応できるようになった。
- ・ 担当者だけでなく、課で取り組んでいこうという意識ができてきた。関係機関とのつながりができてきた。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の設置により、関係機関の理解が少しずつ深まっていく

兆しがあり、連携に対応することがやりやすくなっている。

- ・ 市におけるほとんどの児童相談ケースを把握できるようになり、直接的な支援が可能となった。住民にとって身近な相談窓口が明確になり、気軽に相談できるようになったと推測される。早期に虐待相談が入り、適切な時期に対応しやすくなり、支援が容易となった。
- ・ 児童相談所との連携が密になり、以前よりも家庭児童相談室・保健分野・教育委員会等との共通認識のもとで支援を行っていくケースが増えた。
- ・ 当市では、市町村合併に伴い、9月1日から福祉事務所が設置され、家庭相談員と婦人相談員を配置し、家庭福祉相談体制を整備したところである。また、児童福祉法改正による、一般住民、関係施設等の通告義務の周知が図られてきたこと、相談援助の窓口が市町村になったことが認識されつつあり、相談件数が激増した状況である。
- ・ 法の一部改正に先んじて、平成16年10月より、しあわせ相談窓口には保育士・社会福祉主事・保健師・精神保健福祉士、さらには必要に応じて保育所長、母子自立支援員等で構成する児童虐待防止チームの設置とともに、庁内関係課によるネットワーク会議の開催など、庁内の連携体制づくりを行い、相談体制を強化した。平成17年度は相談体制を強化するため、保育士・保健師・精神保健福祉士・母子自立支援員で構成する相談対応チームが児童相談や虐待未然防止・早期発生にあたることにした。
- ・ 住民に身近な市役所に、子ども家庭福祉に関する相談窓口が設置された。
- ・ 通報件数が増加し、地域の人たちの虐待に対する意識が高まってきていると考えられ、地域全体で子育てに係わっていく方向性が出てきているのではないかと思う。
- ・ 市で児童相談を担当する職員が配置された、専用電話が設置された、専用の相談室が確保されたことなど児童相談体制全般について充実した。物事には必ず良い面と悪い面がある。
- ・ 市町村が虐待通告の窓口として明確化されたため、市への虐待通告件数が増加した。また、虐待通告があった際に課内受理会議の開催を開始するなど、虐待に対応する体制の整備を図った。
- ・ 家庭福祉相談への意識が高まってきた。
- ・ 兼務ではあるが、相談担当職員が位置付けられた。休日・夜間の相談体制の整備（平成18年1月～子育てホットラインスタート）。
- ・ 児童相談所との関係が強化され、受理会議が定期的にもてるようになったこと。児童記録票を作成し、管理できるシステムを作ったこと。関係機関との情報のやりとりもかなり改善されている。必要に応じて関係者会議を開く調整機関としての役割を担っている。児童相談所からの見守りサポート事業を行うなど、常に連絡をとり

あっている。

- ・ 法改正により、児童家庭相談の第一義的な窓口が、児童相談所から市町村になったことが組織の中で追い風になり、体制の見直しを図ることができ、本年度4月から、人員体制が、それまでの非常勤職員3名から、正職員3名、非常勤職員2名の計5名体制に充実させることができた。
- ・ 町としての相談窓口を設置。
- ・ 改正後、平成17年5月より、家庭児童相談員を採用し、「子どもを取り巻く何でも相談」等、担当課（健康福祉課）に児童相談窓口を設置した。
- ・ 横のつながりが持てるようになった。
- ・ 本市では、平成17年7月に、「児童虐待及びDV防止ネットワーク会議」を設置した。関係機関と連携を図り、定期的に会議・研修会を開催し、虐待・DVの早期発見・早期対応が可能となった。
- ・ 市町村が相談援助を行うようになり、窓口、相談で対応することとなり、住民にとっては、身近な相談場所が増えた。
- ・ 市の福祉事務所関係職員たちが相談支援に協力的になる。
- ・ 相談体制を要保護児童対策地域協議会とリンクさせることにより、相談に組織的に対応できるようになるとともに、ある程度の専門性が確保できるようになりました。
- ・ 本市では平成17年度より家庭児童相談員が2名になり、関係機関との連携がスムーズに行くようになった。
- ・ 改正をふまえて、要保護児童対策地域協議会を設置した。また、相談体制の充実を図るため、児童課に児童虐待担当の副主幹・相談員を新設した。
- ・ 町に子ども相談窓口が設置され、担当職員（保健師）が配置された。
- ・ 相談員を増員したことにより、相談体制がより充実した。
- ・ 相談内容の高度化・専門化に対応するために、社会福祉主事が配置された。ネットワークとしての関係機関の連携が強化された。
- ・ 子育て支援担当者が置かれ、専門的対応が図られる第一歩となった。
- ・ 潜在的な児童相談が表面化し、相談件数が増えた。そのため、要支援児童の情報が多く入るようになった。
- ・ 児童相談所との連携が強化された。また、要保護児童対策地域協議会の設置により、定期的に情報を報告しあい、共有化することで、対応がスムーズになったケースがあった。
- ・ 相談件数を集計することで、今まで児童相談所の仕事としてしかとらえていなかったことを主体的に考えられるようになった。
- ・ 平成17年1月5町合併により、宇城市が誕生し、家庭児童相談員も常駐となった。広報等の周知もあり相談件数も増加となった。また、ケース検討を含め、関係機関

との連携も密になってきた。

- ・ 市としての子どもや家庭の問題に取り組む体制づくり、ネットワーク作り等、考え始めることができた。地域で子どもを包み込んでいくことの必要性を再認識することができ、どう実践していくかを緊急の課題として認識せざるをえなくなった。
- ・ 市町村合併により、市が誕生したこともあり、福祉事務所に家庭児童相談室を設置した。それに伴い専任の相談員を2名配置することで、兼務であった相談体制が改善され、家庭訪問等、相談業務が充実し、早期対応が可能となった。
- ・ 児童福祉係とも連携をとり、必要に応じて早期に保育園入所の手続きなどを実践できるようになった。村内の保育園、幼稚園とも連携をとるようになった（以前より連携をとっていたが、以前より増して）。児童相談所でも虐待予防係が作られており、より気軽に相談にのってもらえる状況ができた。

2) 児童福祉法改正後の自治体の子ども家庭福祉相談体制に関する悪い変化

- ・ 市町村の業務として位置付けられたが、専門職が確保されるわけでもなく、人員を配置するための財源が確保されたわけでもないため、相談体制として住民サービスは向上してはいない。
- ・ 市町村が児童相談の第一的な窓口になったことに関しては、地域に密着した児童相談の観点から考えると利点も多いが、国からは相談体制を充実させるための財源の裏づけはなく、家庭児童相談員を増員するなどの家庭児童相談室拡大を市町村単独でしなければならなかったことには懸念が残る。結果的に市町村の自助努力により、拡大できた自治体は良いが、拡大できない自治体も多数あると感じている。今後、ますます権限委譲が進んでいく中で、事業拡大にかかる市町村の財源の問題は非常に厳しい状況である。
- ・ 相談件数が減っている。
- ・ 相談業務の増大、相談内容の複雑化、相談員への負担など。
- ・ 子ども家庭福祉相談の体制づくりの準備をしているところだが、児童（0～18才未満対象）専門の課ができた。
- ・ 自治体の体制が整っていないため、子ども相談に関わらず、多種多様な問題が来る。対応が困難である。
- ・ 小規模自治体では、担当者を専任で置くことが困難であり、法的対応の必要性等の判断が難しい。
- ・ 当市における子ども家庭福祉相談の窓口である家庭児童相談室に、ケースによっては家庭児童相談室が培ってきた家族との信頼関係が切れてしまうような対応を児童相談所から要求されてきた。どこまでのケースを当自治体で対応し、どういう状況になれば、児童相談所に相談すべきなのか判断に迷うことになっている。これまで

のケースの共有ということで福祉事務所（家庭児童相談室）にあがってきたケースはすべて児童相談所に通告していた。

- ・ 職員は現行のままで、相談窓口が設置されたことにより、業務が増加し、負担が増えた。
- ・ 人員体制が不十分な中で、相談受理から処理まで対応することになり、負担が大きい（人員数や相談技術の問題）。児童相談所との役割分担が不明確になり、対応に苦慮するときがある（例えば、施設入所送致で、どこまでの調査が必要か明確でない）。事務量が増加している（例えば、送致に伴う文書作成等）。上記は市町村の身近な相談窓口としての役割になり、住民にとっては必ずしも悪い変化ではない。
- ・ 事務体制で市町村が行う事務が増え、作成する書類（資料）も多くなった。

3) 昨年度の調査結果（自治体内の機関・施設との連携について）を見て感じること

- ・ 家庭児童相談室の比率が低いと感じる。当市では家庭児童相談室が調整機関となっている。医療機関や民間機関との連携が今後の課題である。
- ・ 行政間での連携は取れていると思われるが、無回答の数値が高いようである。
- ・ 無回答の割合が高いので、一概には言えないが、全般的には各機関と自治体との連携がうまく機能しているのではないかと推測され、ネットワークがよい方向で組み立てられているように感じられた。
- ・ 連携の前提として、施設に関する事など各機関についての情報収集が大切である。
- ・ NPOを始めとする民間との連携が弱いと感じる。個人情報保護との関係で難しい問題ではあるが、虐待の未然防止には市民との協働が不可欠であると考える。
- ・ 保育所・保健センター・児童相談所などの機関との連携はされているが、NPOなど民間団体との連携は低く、医療機関との連携を含め、より幅広い連携が必要である。
- ・ 一部の機関とは連携は取れているが、ネットワーク化はできていないと思う。子どもの一定年齢には関わる機関があっても、その子の成長に応じた支援体制が構築されていないと思う。
- ・ 医療機関との連携の低さを感じる。また、児童相談所との関わりも低い。専門機関の協力なしでは対応できない部分が多いため、連携を密にするためにはどうすべきかが、今後の課題である。
- ・ 教育委員会と連携が取れていない。児童に関する相談は就学前だけでなく、就学後においても継続されていくものである。学校との連携は必ず必要と思われる（福祉部局と教育委員会の連携がない）。
- ・ 「連携している」率が全体的に低い。
- ・ ほとんどの機関とは連携がなされていると思われるが、医療機関や民間相談機関、NPOとの連携については、実際に認知度が低い感じがする。

- ・ 関係機関の情報共有が可能になり、相談業務に効果的な対応ができるようになってきた。関係機関の役割が明確になり、それにより連携がスムーズになった。
- ・ 民間の子ども福祉に関する相談機関が少ない。
- ・ 市町村委議の「適切性」と「可能性」の差について、興味深く感じた。
- ・ 関係機関と連携しているところが多い。無回答が多い。
- ・ 本町では、表1にあげられている施設・機関とはすべて連携が取れている。特にNPOや民間団体とも連携が取れている点が特徴だと感じた。無回答が多いのは、なぜ？家庭福祉相談を市町村が担っていくことへの関心がまだ低いのか？各自治体内の施設とは連携がとれていない、他市町村の福祉施設等との連携は今後の課題のところが多いのかと感じた。
- ・ 他の自治体においても要保護児童を把握及び対応する上で認可保育所や保健担当機関との連携が取られているようであるが、最も必要な児童相談所への割合が少ないことが、今後の問題があるように思われる。
- ・ 家庭児童相談室の存在意義に疑問がある。正職員（行政職員）の増が良いと思う。保健所・保健センターと児童福祉担当者は密接に関わるべきであり、組織体制の問題が連携に問題をきたしていると思われる。
- ・ 調査結果の中で、「できない」と回答している人がいるが、具体的な理由について知りたいと思った。
- ・ 施設の充実度、立地条件等の地域差があるのではないかと思う。
- ・ 児童相談所が少ない（思ったより）。
- ・ 児童相談所や認可保育所（公立としたら）に連携できていないが、0.8%ずつあるのは良く分からない。
- ・ 行政機関、児童福祉施設とは、連携がとれているように思えるが、民間の支援団体、NPOとは疎遠と思える。
- ・ 本市の場合、ケースの見守りについては、保育所などとの連携のほか、主任児童委員や民生委員に協力を依頼することも多くなっている。
- ・ 無回答が多数あるので参考とならない。
- ・ 「できない」との回答が、数パーセントあるが事情があるのか。
- ・ 機関・施設の連携としては、当自治体の実施状況と全国の状況が同じように推移している。
- ・ 自治体内では既に連携はとれているが、NPOなどの団体との連携は難しいと思われる。
- ・ 調査項目中、半数以上の8項目について、無回答が最も多いということはどうとらえるべきか（設問が自治体の実態とかけ離れているのか、児童福祉法に対する意識の低さなのか）。調査項目に、幼稚園や小・中学校との連携が含まれていない理由

はなぜか（本市では最も連携を重視しているところである）。

- ・ NPOなど民間団体ボランティアとの連携の必要性を感じる。児童相談所が「できない0.8%」「無回答31.5%」には驚いた。
- ・ 家庭を訪問するにあたって、一番自然なかたちで伺うことができ、児童の身体と心の発達につき、確認できる立場にある人は、やはり保健師であると思う。子育て支援課の職員として、戸別訪問する際、自然な理由付けが難しいため、特に保護者への言葉がけをどのようにしたらよいか、どんな内容を伝え、どのように接し続けたらよいか、どの場面においても頭を痛めてしまう。
- ・ 回答欄の「できない」と回答している理由が知りたい。NPOの無回答率の高さ。連携のとりやすい機関・施設ととりにくい機関・施設の差が大きい。
- ・ 認可保育所・保健所・保健センター等との連携が高い（認可外の保育所との連携はどうだろうと思った）。
- ・ 自治体としては普段から、保育所、保健センター、障害児関係の福祉施設、児童相談所とは連携を取っている。
- ・ 公的機関との連携は比較的できているが、民間機関と連携できていないところが多い。
- ・ 行政窓口との連携はある程度できているが、民間機関との連携においては今後も努力が必要。
- ・ 無回答の項目が多く、データの信頼性に疑問を感じる。
- ・ 児童の問題は一機関、一施設で解決する問題ではないので、自治体内での連携は当然と言えらると思う。
- ・ 無回答が多いのは、担当者が制度の理解や連携を把握できていないため？担当者が無責任にならないよう心がけたい。
- ・ 今後、連携できていない機関も、法改正によりできることとなると考える。
- ・ 住民に周知されている施設・機関が身近な相談の場所として機能していると感じる。
- ・ 「している」とはいつても、具体的にはどのような連携の内容か疑問。うまくいつている所と、うまくいつていない所があるのではないか。
- ・ 児童相談所、保健センター、保育所はどこでもおおむね連携しているようだが、家庭児童相談室との連携が少なく感じる。
- ・ 調査結果のとおりの比率割合で他機関、他施設との連携状況は本市の場合も同じである。
- ・ 児童相談所及び保健所・保健センターの数値は他に比べて高いようであるが、この質問の際、「機関・施設の有無が貴自治体内に立地」ということであつたことを考えると、実質的にはもっと数値的には高いのではないか。
- ・ 当町では、児童相談所の人員不足によるコミュニケーション不足を感じる。

- ・ 地域により機関・施設が整備されておらず連携できないのではないかな。
- ・ 市町村については、県の機関あるいは民間機関との連携ができていないのではないかなと思われる。
- ・ ネットワークで相談ケースを共有する割合が、児童相談所、保育所、保健所、保健センターにおいて高いことが表れていると思う。
- ・ 教育委員会・学校との連携に難しさを感じる。
- ・ 施設や医療機関との連携がとりづらいのかな。
- ・ 児童相談所や保健所、保育所など関係機関と連携がとれているところは日常の事業から関係が築けている。乳児院や児童福祉施設（その他）は必要に応じて連絡は取っているが、あまりつながりはできていないと感じる。
- ・ 連携することで拒否する機関、施設があってはならない。
- ・ 無回答の割合が非常に高い。大規模市町村でもないかぎり、自治体にこれら機関・施設をほとんど有する町村は皆無と思われる。町内に存在する機関、施設との連携は当然と考えているが、どこまでを連携と理解して良いのかな悩むところである。
- ・ 児童相談所の役割が重要。
- ・ やはり児童相談所のような専門機関に助言してもらいたい場面が日頃の活動の中でも多々ある。
- ・ 認可保育所との連携が高い割合で取れている。専門機関である児童相談所との連携がもっと必要だと思う。
- ・ 認可保育所、保健センター、児童相談所との連携がよくできている。特に認可保育所、保健センターとの連携がよくできているのは地域に密着したよい結果だと思われる。
- ・ 相談窓口はいつでも開いており、内容に応じて専門機関に協力を依頼できる体制はできているが、資料を見ると民間主体の機関、施設との連携が弱いように感じる。
- ・ 連携はよくとれていると思うが、児童相談所が思ったより低いと感じた。
- ・ 比較的連携はできていると思われる。
- ・ 県から市町村へ委譲することにより事務が円滑に行くことと、条件が整ってもうまくいくことにかなりの時間がかかるものがあると思う。
- ・ 児童相談所の必要性を強く感じる。
- ・ 児童相談所や保健所、市町村内の関係機関との連携は密であるが、学校など教育関係機関との連携が見えてこない。福祉・保健・医療・教育など広い連携が今後、必要となってくるのではと思う。
- ・ 当町は、人口約4000人、児童人口370人の過疎高齢化の町で認可保育所が2か所と保健センター1か所あるのみである。連携はそのつど行われていると思う。
- ・ 虐待による一時保護や職権一時保護等、県の施設への連絡が必要であり、県での対

応が適切と思う。施設での保護は県の決定であり市町村が保護依頼をしなければならず緊急時対応をしていただけない。

- ・ 理想としてはありとあらゆる機関、施設との連携が求められると思うが、現実的には必要性、頻度などによる。そう考えると、表1の数字は現実的であり、当町も似たようなものだ。
- ・ 教育機関（特に小中学校）との連携がどのようになっているか気になった。どの自治体にも家庭児童相談室があるというわけではないでしょうが、意外に家庭児童相談室との連携が低いのに驚いた。自治体内の機関・施設との連携ネットワークが進んでいないものと感じられた。
- ・ 家庭児童相談室と要保護児童対策地域協議会の相談内容はかなりの部分重複しているので、一緒になって活動する方がベターと考える。その点から見ると家庭児童相談室との連携が36.9%というのは少なすぎる。
- ・ 本市でも児童相談所、保育所、保健センターとの連携が強くなっている。
- ・ そもそも連携先に学校、幼稚園、教育相談室等の教育機関がないのに疑問を感じる。調査自体、福祉部門の狭い相談体制を対象にしているのだろうか？児童相談所との連携に無回答が3割は驚きである。他は該当機関が存在しないことも考えられるが、虐待ケースを市町村が扱っていないことの表れだろうか。民間機関、NPOとの連携がほとんどない。協議会設置により、それらも構成団体になる必要性を感じる。
- ・ 各自治体において、児童相談所との連携をとり、相談体制を模索し確立へと努力しているのではないかと推察して（無回答の多い事からも推察して）。
- ・ 民間の機関との連携が少ない。行政の機関との方がやはり連携はとりやすいのか。
- ・ もっと連携がとれてよいと思えるが、職員の多くは異動が多く、相談業務を理解できにくい。市町村合併により、家庭相談員になる人材が少ない。
- ・ 自治体内の公的機関との連携は図られていると思われる。民間の機関は、地域によって設置されていないことが多いのではないかとと思う。
- ・ おおよそ各々連携がとれていると感じた（自分たちの所も含め）。
- ・ 家庭児童相談室の連携状況が低いと思う。本市では家庭児童相談室の相談内容が多岐におよび、他機関との連携が不可欠となっている。
- ・ 最低限、連携が必要と考えられる部局とは、連携をとることができているようであるが、連携をとられている部局ととられていない部局の差が大きい。
- ・ 認可保育所、地域子育て支援センター、保健所、保健センターなど身近にある機関・施設との連携が多く図られている。他自治体においても、当町と同様である。
- ・ 第一に感じられたことは、無回答の数字が大きいということである。余りにも無関心すぎるとしかいいようがない。また、児童家庭支援センターとの連携が低いということは、今後の児童虐待等との問題処理または解決に対してどのように対応して

いくのであろうかと懸念される。

- ・ 市町村が申し込み受理から入所決定まで行っている保育所や、乳幼児健診を実施している保健センターとの連携は日常的に行われている反面、措置権限が市町村にない乳児院、児童養護施設との連携はこれまでほとんどなかった。しかし、今後どこまでの連携が必要なのか見えてこない。
- ・ 「連携」という言葉だけでは、どれくらいスムーズかはわからないが、少なくとも一方的では連携にならないと思う。また、「できない」という回答もよく分からない。「していない」、「無回答」との差は機関・施設の存在がないということだろうか。
- ・ 無回答の内容が不明である。あまりにも多い数値なので設問の3つ「している」、「していない」、「できない」以外に何かあると思われる。
- ・ 児童福祉法の改正により、家庭児童相談に関しては、市町村が第一義的な相談窓口となったが、適切な相談支援を行っていくためには、児童相談所との連携をもっと強くする必要があると思う。
- ・ 自治体の規模や児童家庭相談の窓口をどのような部署が担っているかによって連携の仕方が少し違ってくる。単純集計だけで感想を求められても特にない。
- ・ 児童相談所について「連携している」と回答した自治体が少なく感じた。「していない」も少ないことから、「無回答」の内容を知りたいと思う。
- ・ 役割がはっきりしているものは、市町村が取り組むべきことが分かり、他機関との連携も図りやすいが、あいまいなものは難しい。
- ・ 無回答が意外と多いと感じるが、何を意味するのだろうかと思う。
- ・ 「無回答」は元来、施設入所児が存在しないか、施設自体が存在しない自治体であるとみなすと、「していない」、「できない」の回答はかなり低率と感じられる。連携できる、できない問題ではなく、連携しなければどの機関も単独では対応できないほど、問題は複雑であり、困難であるのではないかと考える。
- ・ 自治体とNPOとの連携が非常に少ない。NPOが自治体や一般市民に周知していないなどの要因が考えられるが、個人情報保護の問題もある。
- ・ 市同士の関係機関では、かなり連携をとっている状況が伺え、連携しないと相談対応できない。
- ・ 事例により連携する機関、施設にも格差があるが、児童相談所や保健所、保健センター等との連携はしている（「できない」と答えていることについて、何故できないのか理由が不明）。
- ・ 本市では、平成17年4月に青森駅前再開発ビルのなかに、つどいの広場をオープンさせたことにより、直営の子ども支援センターとの連携が深まったことから、「つどいの広場」との連携について無回答であることが疑問である。

- ・ 連携に関して、「できない」という項目について、「なぜできないのか」という事が気になり、知りたいと思った。子ども家庭福祉に関する相談の中核をなす、児童相談所との連携は当然であろうと思っていたため、割合が少ない事に驚いた。認可保育所との連携が85%を超えていることについて、保育所の子どもとその保護者が抱える問題の複雑さ、困難さが伺える。
- ・ 児童相談所・保育所・地域子育て支援センター・児童館・保健所・保健センター等の連携は取れているようであるが、他の福祉相談に対応する機関との連携に力を注ぐ必要がある。
- ・ 連携している割合が低いことに驚いた。できないとはどういうことなのか理解しにくい。無回答が多いのはどうしてなのか、取り組む姿勢に問題あり。
- ・ 県の東濃子ども相談センターとは、児童福祉法改正前から連携は取れていると思う。
- ・ 相談があった場合の関係機関においてはほとんど資料の数字が示している通りであると感じる。
- ・ 当時とは連携の目的、内容が異なっているので、現在とは差異があるはず。
- ・ 本市において児童相談所との連携を密にしていた経緯があり、当調査において、連携している66%は、比率が低いと感じられた。
- ・ 自治体内の施設とは、おおむね連携がとれていると思われる。
- ・ 児童相談所や市の機関との連携は図られているが、民間やNPOとの連携が課題である。民間の幼稚園や保育園の子どもは公立の保育園よりも支援につながりにくいと思われる。
- ・ 思ったより、児童相談所と連携が取れていないのに驚いた。
- ・ 各自治体はやはり、他の公的機関（行政機関）との連携が強いように思われる。
- ・ 児童家庭支援センターが設置されている市町村がどのくらいあるのか、どういう役割をしているのか、連携の問いかけに対して無回答は何を示しているのか。つどいの広場事業を浦添市でも平成19年度から社会福祉協議会と連携し、行う予定です。その中であって、無回答の数値が高いことが非常に気になる。
- ・ 児童相談所との連携「している」66.8%は少ない。「無回答」をどう解釈したらよいか。医療機関との連携が低い。
- ・ 医療機関や民間の関係機関との連携の難しさを実感した。
- ・ 「していない」の意見は、自治体内に設置されていないので、できないが含まれていると思われる。
- ・ 早期発見・早期対応が虐待における対応の第一歩であり、そういう意味から考えれば、虐待が発見されやすい、保育所や、保健センター（特に乳児健診における保健師）との連携は各自治体とも高い数値を示している。各団体との連携ということであれば、地域の社会資源の格差が出ているように伺える。社会資源のある地域では、

幅の広い連携ができるが、そうでない地域では、今ある社会資源の中での対応を余儀なくされている現状が現れている。

- ・ 児童相談所と連携している割合が低いことに驚く。保健所・保健センターは健診や保健相談を通して子ども家庭の情報が集まりやすい場所であることが見える。同様に認可保育所は就学前の子どもの様子を把握する施設として位置付けている。東京都では子ども家庭支援センターの設置が進められているが、全国ではまだまだなのだと感じる。また、民間の団体との関係は、取りにくい状況にあることが分かる。
- ・ 医療機関と連携を行っている割合が低いのは、個人情報保護の問題があるからではないかと考えられる。各市町村の地域にない機関や施設もあろうかと思うが、無回答が多いように感じる。
- ・ 家庭児童相談室との連携が少ないことが疑問。児童相談所や保健所と比べて低いのは何故だろう？（来年合併して市になり、家庭児童相談室ができるので気になる）。乳児院など入所施設も従来から連携が少ないと言われているが、数字にも表れているのがわかる。
- ・ 民間施設との連携については、今後の課題という面もあると察するが、公的な機関とは、連携をしている値がもう少し高いものかと思っていたが、案外、高くないものだと感じた。
- ・ 専門性のある機関との関係は深くなる。地理的に離島という環境のもと、保健師の専門性、県の児童相談所との信頼関係は密なものとなっている。
- ・ 今回の調査結果はほぼ、本市の現状と同じであった。ただ、市内に児童福祉施設がないためか、施設との連携が取れていない。一方、調査結果では率の低い医療機関との連携においては、本市は、近隣の総合病院が連携に協力的であるため、直接、医師と連絡を取り合い、支援につながられているケースも多い。
- ・ 市町村として、身近な関係機関である、保健センターや保育所などが連携は取りやすい。アンケート結果として、児童相談所がこちらの認識より少し低いように感じた。
- ・ 県が設置する施設との連携が図られない面があり、各市町村内の連携と県の支援を上手に図られるようにしていくことが必要と感じる。
- ・ 連携が「できていない」という自治体内の機関・施設のうち、数値の高い、つどいの広場や民間の相談機関や子どもの福祉に関する相談に応じる医療機関については資源そのものが当市内にはほとんどない。連携を「している」という数値についても認可保育所の85.1%や保健所・保健センターの76.6%では連携の余地があると感じる。
- ・ 児童虐待の通告先となっている市（家庭児童相談室）や児童相談所との連携が充分でないことが分かり、本来の機能を果たしているのか疑問をもった。

- ・ 自治体に所属している施設との連携は%が高く、国・県の機関は比較すると低い感じがする。
- ・ 行政機関の相談支援においては、民間の子どもの福祉に関する機関や、NPOとの連携はまだ取れていない段階で、今までに実施してきたことに対しては「している」との結果が出ていると考える。
- ・ 学齢未満児の問題、相談が多いのか、保育所、保健所・保健センターとの連携の割合が高いのが目に付く。無回答の割合が高いのはなぜだろうか。保育所との連携は比較的、緊密に取れている自治体が多く、自治体に多くの情報が提供されることがうかがえる。
- ・ 児童相談所・保育所など未就学児童に関連性が強い関係機関との連携は比較的良く取れているが、その他の施設とのかかわりは低いと感じられる。
- ・ 児童相談所・保健センター等、事柄に対応して連携・協力している（以前からであり、法改正を契機とした事柄ではない）。
- ・ 虐待等の相談は行政のみでは限度があるので、児童相談所との連携は特に必要と感じる。無回答の数値が高い。無回答の数値が高いので、何ともいえないが、児童相談所との連携が66.8%にとどまっている。とくに虐待の関係では100%近い数字になると思う。民間の機関・施設との連携の割合が低い。今後は民間の機関や施設との連携をどのようにしていくかを考え、割合を高くしていかなければならないように思う。
- ・ 自治体内の児童福祉施設との連携がよくとられている。専門性を要するケースについては、児童相談所に送致するという形を取るところが多かったのだろうと思われる。ほとんどの項目について、無回答が多いのが気になる。
- ・ 児童相談所は、各機関・施設との連携の拠点となっている。保健センター、保育所、児童館等との連携は比較的高い割合を示しているが、一方、医療機関や民間の相談機関との連携が不十分な状況にあり、今後の課題である。
- ・ 家庭児童相談室の連携の数値が低すぎる。
- ・ 乳幼児の身近な相談・援助機関として、保育所・保健所・保健センター等が重視されている。相談の中心を担うと考えられている家庭児童相談室の数字が低率である→つまり、昨年P4の問5において、回答者が家庭児童相談室である場合には、連携の現状の回答欄は空白で答えている。この回答の仕方が合っているなら、調査対象で回答した市町村の数とその市町村で家庭児童相談室が設置されている数の確認をしてほしい。その上で率が高いか低いかを見てはどうか。
- ・ どの自治体も同じような状況にあることが認識できた。
- ・ 自治体機関・施設との連携について「していない」というのは理解できるが、「できない」というのは何か理由があるのだろうか。普段から他の行事等で関わりの多

い保健所や保育所は連携がとりやすいのではないか。

- ・ 無回答が多いので資料として参考になるのか。
- ・ 児童相談所－認可保育所－保健機関の連携は取れているが、家庭児童相談室との連携が一番とられていなければならないと思う。また、学校との関わりを調査したらどうか？
- ・ 本市としては連携体制はできていると思う。
- ・ 町内に子ども関係の施設は、町立保育所、保健センター、無認可保育室、学童保育室ぐらいである。狭く、人口も少ない中、見える範囲で連携は取りやすいが、緊急にすぐ保護が必要でない場合は対応は困難。連携も難しいだろう。
- ・ 「無回答」が多い施設等は、連携していない施設又は事例のなかった施設と思われる。
- ・ 設置をしていると連携はよくなるようだ。宇城市も民生委員、小中学校、保育園、幼稚園、支援センター、保健師等の連携は良くなっている。
- ・ 生活基盤が地域にある障害者施設に比べ、養護施設等子どもの生活の基盤が地域にない施設との連携が弱まるのは繁雑な業務を抱える中、仕方ないと感じる。施設の定員や家族再統合が問題とされる中、施設との連携は重大な問題と思えるが、現状の業務体制の中では困難と思われる。
- ・ 子どもとかかわりのある機関や施設の連携はやはり数値的に高いと感じた。
- ・ 児童相談所、認可保育所、保健所との連携について高い結果になっているが、本町では小中学校との連携が図られている。

4) 児童福祉法改正後の自治体内の機関・施設との連携について困っていること

- ・ 改正法では市町村の実施体制整備が規定されているが、嘱託の家庭児童相談員2名で協議会の運営や、児童相談の窓口を担当しており、人口50万人近い市のニーズに対応するには極めて厳しい状況である。
- ・ 当町においては、家庭児童相談員等を置いていないので、郡の町村間で協議をし、県の出先機関である健康福祉センターに要保護児童対策地域協議会を立ち上げてもらいたいと思っているが、健康福祉センターの了承が得られない。
- ・ 連携の必要性については、各々承知しているところだが、個々の機関の機能、役割により、ケースへの処遇方針も違うことがあり、ネットワークの難しさを痛感することがある。
- ・ 各々のケースについて、中心的な役割を果たす機関及び総合マネジメントを行う期間の欠如。
- ・ 児童相談所との連携の方法、①どちらがメインに扱うのか、同じようなケースでも異なることが多々あり、関係機関に混乱が生じている、②送致するケースの基準が